

学校法人佐久学園 研究費不正使用防止計画

学校法人佐久学園では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下のとおり研究費の不正使用防止計画を策定しました。本計画の策定・実施により、研究費使用の適正化を図ります。

【想定される不正の発生する要因等】	【不正防止計画】
1 機関内の責任体系の明確化	
責任・権限体系の認識が不十分なため責任の所在が曖昧になる。	責任体系をホームページに公開し、学内外に公表するとともに、年1回開催するコンプライアンス研修会等において研究者へ周知する。
2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
① 事務手続きに関するルールの明確化・統一化	
研究者の誤った解釈や思い込みにより、結果として不適切な執行方法が発生する。	研究費の使用及び事務手続きに関する取扱規程を学内の電子掲示板に掲示するとともに、年1回開催するコンプライアンス研修会等において研究者へ周知する。
② 職務権限の明確化	
研究者に職務権限が周知されていないため、決められた手順に従わずに執行してしまう。	「研究費取扱要領」を研究者にとってより理解しやすいものへと見直す。 また、見直した「研究費取扱要領」を学内の電子掲示板へ掲示するとともに、年度当初やコンプライアンス研修会等において研究者へ周知し、手順を遵守してもらう。
③ 関係者の意識向上	
公的研究費が税金を原資とするといった認識が希薄であるため、不適切な使用であるということに気づかず執行してしまう。	公的研究費について、研究倫理教育の受講の義務化だけでなく、年1回担当部署によるコンプライアンス研修会を開催し、執行方法についての注意喚起を行う。
④ 告発及び懲戒に関する規程の整備並びに運用の透明化	
研究費の不正使用が懲戒等に相当する行為との認識が低い。	告発や懲戒についても、各種規程とともに研究者へ周知する機会を設ける。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正防止計画の策定において、不正を発生させる要因が本学園の実態と乖離しているため、実効性が伴わない。	事務局研究支援担当者が本学園で起こりうる研究費不正使用の要因を把握し、研究支援室において共有した上で、毎年度不正防止計画の見直しを行う。
4 研究費の適正な運営・管理活動	
アルバイトの管理において、学外での作業の場合、勤務実態が事務局では把握しにくい。	「研究費取扱要領」の見直し、改訂 アルバイトの作業は学内で行うことを原則とし、学外で作業する場合は、事前に申請することを徹底する。また、作業内容や作業に従事した時間を研究者へ報告することを義務付ける。アルバイトへの謝金は、本学園からの振込のみとし、研究者からの立替払いは禁止とする。
立替払いについて一部の物品の検収が免除されている。	「研究費取扱要領」の見直し、改訂 立替払いで購入した物品については、全て事務局総務課で現物の確認を行う。
5 情報の伝達を確保する体制の確立	
本学園の不正防止計画の取組について、研究者間での認識に相違がある。	研究支援室において、研究者間や事務担当者との情報共有・共通理解を促進する方法を検討し、実施する。
6 モニタリングの在り方	
不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	監査体制の強化 内部監査部門に常勤の内部監査人を置き、内部監査人は結果を最高管理責任者へ報告する体制を構築する。

令和2年11月一部変更